

## 大口町告示第11号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、令和3年3月17日から本町建設部建設課に備え縦覧に供する。

令和3年3月17日

大口町長 鈴木雅博

### 1 供用及び処理開始年月日

令和3年4月1日

### 2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町秋田一丁目、秋田二丁目、秋田三丁目、秋田四丁目、伝右一丁目、伝右二丁目、替地一丁目、替地二丁目、御供所一丁目、御供所二丁目、御供所三丁目、豊田一丁目、豊田二丁目、豊田三丁目、奈良子二丁目、奈良子三丁目、大屋敷三丁目、高橋二丁目、丸二丁目、外坪一丁目、外坪二丁目、外坪四丁目、外坪五丁目、河北三丁目、仲沖一丁目、二ツ屋一丁目、二ツ屋二丁目、萩島一丁目、萩島二丁目、中小口三丁目、中小口四丁目、城屋敷二丁目、新宮二丁目、下小口五丁目、下小口六丁目の各一部

### 3 排水施設の位置

幹線名	大口左岸1号幹線 大口左岸3号幹線 大口左岸4号幹線
起点	大口町豊田三丁目地内 大口町外坪一丁目地内

	大口町下小口五丁目地内
終点	大口町仲沖一丁目地内 大口町外坪四丁目地内 大口町下小口五丁目地内
摘要	五条川左岸流域下水道大口幹線に接続

4 分流式又は合流式の別

分流式

5 関係図書

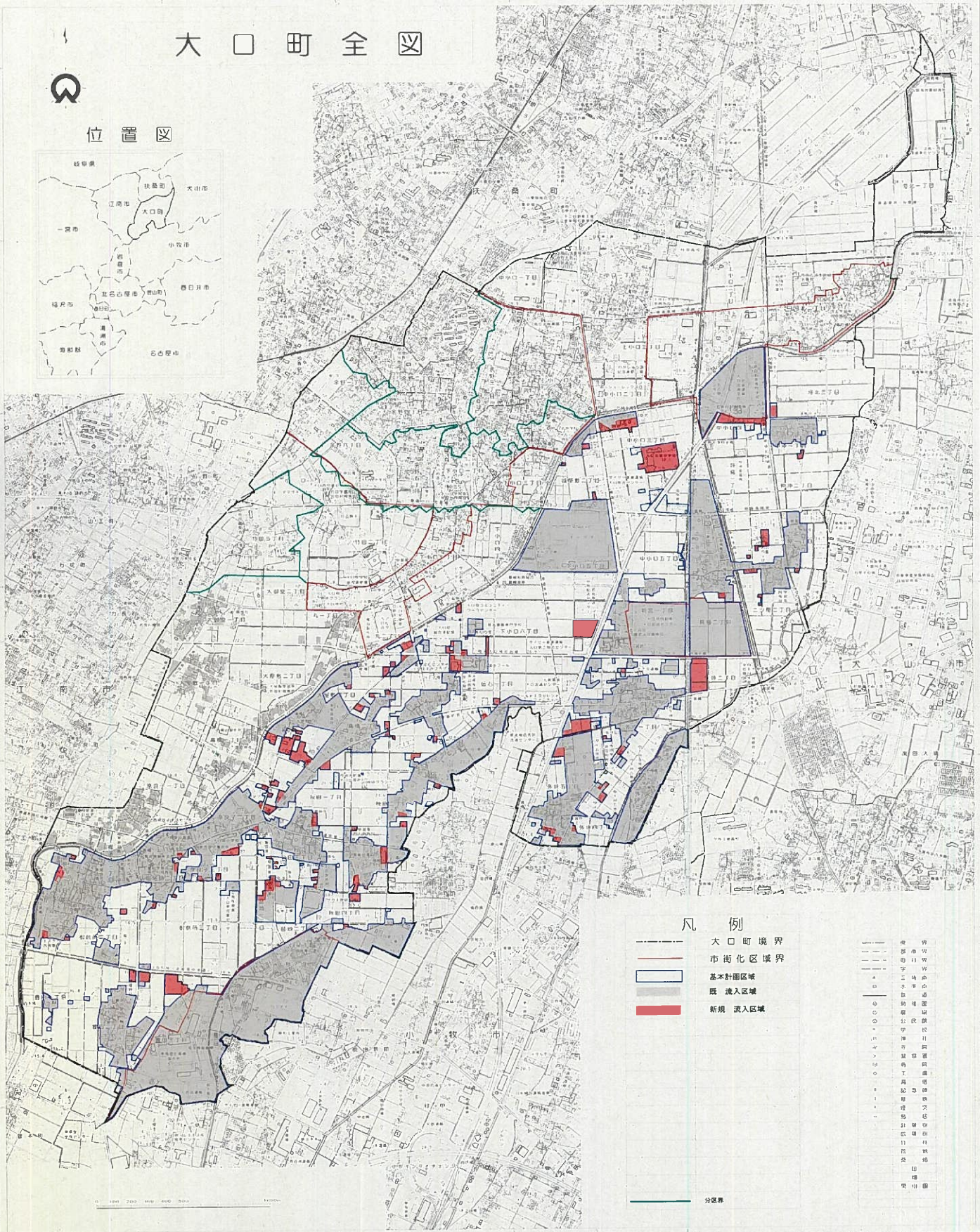
別添のとおり

# 区域图

## 大口町全图



### 位置图



### 凡例

- 大口町境界
- 市街化区域界
- 基本計画区域
- 既流入区域
- 新規流入区域

- 市街化区域
- 基本計画区域
- 既流入区域
- 新規流入区域

1. 本図は、大口町市街化区域、基本計画区域、既流入区域、新規流入区域を示す。市街化区域は、大口町市街化区域界で示す。基本計画区域は、大口町基本計画区域界で示す。既流入区域は、大口町既流入区域界で示す。新規流入区域は、大口町新規流入区域界で示す。

2. 本図は、大口町市街化区域、基本計画区域、既流入区域、新規流入区域を示す。市街化区域は、大口町市街化区域界で示す。基本計画区域は、大口町基本計画区域界で示す。既流入区域は、大口町既流入区域界で示す。新規流入区域は、大口町新規流入区域界で示す。

3. 本図は、大口町市街化区域、基本計画区域、既流入区域、新規流入区域を示す。市街化区域は、大口町市街化区域界で示す。基本計画区域は、大口町基本計画区域界で示す。既流入区域は、大口町既流入区域界で示す。新規流入区域は、大口町新規流入区域界で示す。

大口町市街化区域、基本計画区域、既流入区域、新規流入区域